古河一高　定時制　Ｑ＆Ａ

平成 29 年３月末現在

Ｑ１　学校は何時から何時までですか？

Ａ１　給食を午後５時 10 分から午後５時 35 分までの間に食べます。その後，授業となります。授業は，午後５時 45 分から始まり，午後９時に終了します。

＜日課表＞

給　　食	１７：１０～１７：３５
Ｓ Ｈ Ｒ	１７：４０～１７：４５
第１時限	１７：４５～１８：３０
第２時限	１８：３５～１９：２０
第３時限	１９：２５～２０：１０
第４時限	２０：１５～２１：００

Ｑ２　夜間定時制の高校には，どうして給食があるのですか？

Ａ２　「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」で規定され，夜間課程において学ぶ生徒の身体の健全な発達に資し，食生活の改善に寄与するため実施されております。

Ｑ３　入学時にかかる経費はいくらですか？

Ａ３　入学料とクラス費があります。

①入学料について

2,100 円（銀行振り込み）

②クラス費について

教材費等として入学式の日に 40,000 円を現金で徴収します。

Ｑ４　在学時にかかる経費はいくらですか？

Ａ４　授業料と給食費等の諸経費があります。

①授業料について

平成 26 年度から所得制限のある「就学支援金」制度が始まり，一定の所得以上の世帯（保護者等の市町村民税所得割額の合計が，304,200 円（年収 910 万円程度）

以上）については授業料を徴収することとなりました。

授業料は，年額 32,400 円（月額 2,700 円）かかります。

②給食費等の諸経費について

下記の通り徴収致します。年額 88,800 円かかります。

４月	５月	６月	７月	９月
6,000 円	6,000 円 10,800 円	6,000 円	12,000 円	6,000 円
10 月	11 月	12 月	１月	２月
6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	12,000 円

＜内訳＞

毎月･･･給食費 4,000 円，卒業準備金等 2,000 円

10 日前後に集金をします。

５月･･･PTA 会費，生徒会費，定通教育振興会費，クラブ後援会費 10,800 円

10 日に口座引き落としとなります。

なお，７月は７・８月分，２月は２・３月分まとめて徴収致します。

Ｑ５　生徒の男女比と平均年齢はどうですか？

Ａ５　平成 29 年３月１日時点の在籍数は，男子 29 名，女子 18 名の合計 47 名です。また，平均年齢は 19.4 歳です。

Ｑ６　仕事をしている生徒は何名くらいいますか？

Ａ６　平成 29 年３月１日時点では，アルバイトや家業手伝いなどの仕事をしている生徒が半数程度です。近年では，アルバイトをしている会社へそのまま正社員として就職するケースもあります。

Ｑ７　部活動はありますか？

Ａ７　陸上競技部，バドミントン部，卓球部，バスケットボール部があります。

週２～３回程度，授業終了後に練習をしています。平成 28 年には陸上競技部の４名の生徒が全国大会に出場しました。

Ｑ８　授業は難しいですか？

Ａ８　「学び直し」をキーワードに授業を行っております。

Ｑ９　中学校と高等学校の違いは何かありますか？

Ａ９　中学校までの生活と一番大きな違いは，進級できるかどうかです。高等学校では，

授業にきちんと出席していても進級や卒業できないケースがあります。
古河一高で定めた教科・科目をすべて履修し，修得しなければなりません。
①毎日の授業に休まず出席する。
②宿題や課題，作品等の提出物を期限までにきちんと提出する。
③定期考査等で良好な成績をとること。
などが必要となります。

Q10　学校行事はどのようなものがありますか？
A10　文化祭は，全日制と合同で２年に１回あります。
クラスマッチ（体育祭）は，定時制単独で実施しています。
遠足は，定時制単独（学年合同）で実施しています。
修学旅行は，４年生になった時に実施の有無を決めています。

Q11　原付バイクや自動車での通学はできますか？
A11　はい。できます。許可制です。任意保険の加入が必須です。

Q12　授業の見学はできますか？
A12　はい。できます。見学を希望される１週間前までにご連絡いただければ，対応致します。ただし，行事等で見学できない場合もあります。

Q13　通信制高等学校との違いは何ですか？
A13　一番の違いは，毎日学校に登校するかどうかです。登校して規定の時間以上出席しなければなりません。
毎日学校に登校するのは大変な面もありますが，学校生活でさまざまな年齢のクラスメイトとの交流は，中学校まででは体験できないことです。

Q14　出願資格はありますか？
A14　次の①～③のいずれかに該当し，かつ，④に該当する者となっています。
①中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は卒業見込みの者。
②中等教育学校の前期課程を修了した者又は修了見込みの者。
③学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者又は該当見込みの者。
④原則として県内に居住地又は勤務地を有する者。
ただし，隣接県の隣接学区内の県立高等学校に限り，出願が認められています。
詳しくは，中学校の先生にお問い合わせ下さい。

Q15　他の高等学校を一度退学していますが，出願することは可能ですか？
A15　はい。できます。２つのパターンがあります。
①１学年以上修了し，単位を修得している場合（２学年以降で退学した場合）
修得している単位数に応じて，編入する学年が変わります。

２月上旬に受付を行い，３月中旬に編入学試験を行います。
試験は，国語，数学，英語と面接です。
詳細については，直接古河一高定時制までお問い合わせ下さい。

②１学年の途中で退学した場合（20 歳未満の場合）
１年生からの学習となります。
３月上旬に実施している高校入試（学力検査）を受検することになります。
詳細については，出身中学校までお問い合わせ下さい。書類等の手続きは，中学校を通して行います。

Q16　成人ですが，出願することは可能ですか？

A16　はい。できます。３月上旬に実施している高校入試（学力検査）の日に，成人特例入学者選抜が行われます。
２月上旬に受付を行います。試験は，作文と面接です。
詳細については，古河一高定時制までお問い合わせ下さい。書類の準備等で時間がかかるケースがあります。12 月から１月頃にお問い合わせいただけると幸いです。

＜お問い合わせ先＞
茨城県立古河第一高等学校　定時制
０２８０－３２－０４３４
※ 平日の 15 時から 20 時まででお願いします